

# 四国支部電話相談員養成研修



四国支部 相談事業部

四国支部では企業等からの要請で「産業電話カウンセリング」が始まり専門家の育成をおこなっております。2007年からは毎年「働く人の電話相談室」を自殺予防週間に合わせて実施しており、また企業契約の電話相談を実施している県もあります。2024年度の電話相談員養成研修を四国4県で開催いたしますので奮ってご参加下さい。

## ※ 受講対象者：産業カウンセラーの資格を持つ登録会員

県	プログラム①②③④の日程 時間帯：9時30分～16時30分(昼休憩1時間)		プログラム①～③ の会場	最少催 行人数	申込 締切
愛媛	① 7月20日(土)	② 7月27日(土)	四国支部研修室 または松山市内の会場	6	7/7
	③ 8月17日(土)	④ 8月25日(日) Zoom			
香川	① 7月27日(土)	② 7月28日(日)	香川産業頭脳化 センタービル	6	7/14
	③ 8月3日(土)	④ 8月25日(日) Zoom			
高知	① 7月20日(土)	② 7月27日(土)	高知事務所	6	7/7
	③ 8月3日(土)	④ 8月25日(日) Zoom			
徳島	① 7月20日(土)	② 7月27日(土)	徳島事務所	6	7/7
	③ 8月24日(土)	④ 8月25日(日) Zoom			

\*プログラムの内容は裏面をご覧ください。プログラム④は4県合同のオンライン (Zoom) 講座です。

\*先着順に受付します。最少催行人数に満たない場合は中止となります。ご了承ください。

\*この講座を産業カウンセラー資格の更新研修とみなします。

受講料： 全プログラム(①～④)： 24,200円(4日分・消費税込)

各プログラム単独受講料： 5,500円(消費税込) ← 単独受講対象者は四国支部電話相談員のみ

申込方法：下記申込書に必要事項を記入し、受講希望県の事務所に FAX、郵送でお申込みください。四国支部ホームページからもお申込みいただけます。最少催行人数に達し、開講が決まりましたら事務所より「受講のご案内」を送付します。案内に記載されている振込先にご入金ください。

## ----- 2024年度 電話相談員養成研修 受講申込書 -----

お申込み前に必ず「個人情報の取り扱いについて」をご一読ください。

利用目的：各種講座・講習の受付、手続き対応、事務管理、必要なご連絡のため

その内容に同意していただけたら、以下の  に  を記入してください。

「個人情報の取り扱いについて」に同意し電話相談員養成研修に申込みます。



個人情報の取り扱いについて

2024年 月 日

受講地域と プログラム ☑を記入	<input type="checkbox"/> 愛媛 ・ <input type="checkbox"/> 香川 ・ <input type="checkbox"/> 高知 ・ <input type="checkbox"/> 徳島
	<input type="checkbox"/> ①～④の全プログラム申込 <input type="checkbox"/> 単独プログラム申込 (申込プログラム番号： ) *電話相談員のみ対象
氏名	会員番号 ( )
住所	〒
連絡先	電話番号
	E-mail

研修内容(プログラム①～④ 全4回)
① 電話相談とは(概論)(3時間)、自己理解(3時間) *「四国支部電話相談員更新制度」についても説明
② 心の健康を考える視点・見立て(3時間)、ロールプレイ・グループ実習(3時間)
③ 電話相談の危機介入・緊急援助機能(3時間)、 産業電話カウンセリングの実際・産業電話カウンセラーの社会的責任と倫理(3時間)
④ 労働法の基礎知識とグループワーク(6時間) *Zoomによるオンライン講座です。ご自宅からご参加ください。

●修了条件：上記24時間の研修のプログラムの全てを受講していること

※電話相談員の皆様は、各プログラム①～④の単独受講ができます。

すでに電話相談員として活動されている方々も、復習や再確認、実践力アップとして学んでいただけます。  
電話相談の現状を知り、適応力を高めていきます。

※電話相談員養成研修修了後は電話相談員として四国支部に登録されます。電話相談員としての能力維持向上のため四国支部電話相談員更新制度があります。

### 【四国支部電話相談員更新制度】

登録年度（電話相談員養成研修の修了年度）の翌年度から3年間に更新条件を満たすことが更新の条件になります。更新年度までに更新条件を満たすことができなかつた場合は、電話相談員の登録抹消となります。

<四国支部電話相談員更新条件(3年毎の更新の間に下記の①②を満たすこと)>

① 毎年実施される「電話相談員スキルアップ研修」を1回以上受講

② 下記のaまたはbを満たすこと

a. 四国支部がおこなう電話相談事業活動への1回以上の参加

\*協会契約または協会開催で四国支部が実施する電話相談事業

例：協会事業「働く人の電話相談室」、四国支部事業「11月23日働く人の電話相談室」等

b. 「電話相談員自己研鑽学習会」への参加

<愛媛> 問い合わせ・申込先	<香川> 問い合わせ・申込先
〒790-0814 松山市味酒町 1-3 四国ガス第3ビル 7F 日本産業カウンセラー協会四国支部 TEL(089)-968-2800 / FAX(089)-968-2801 shikoku@counselor.or.jp	〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 4階 411 日本産業カウンセラー協会四国支部香川事務所 TEL(087)816-8040 / FAX(087)816-8041 shikoku.kagawa@counselor.or.jp

<高知> 問い合わせ・申込先	<徳島> 問い合わせ・申込先
〒780-0870 高知市本町 4丁目 2-31 アートセンタービル1F 日本産業カウンセラー協会四国支部 高知事務所 TEL & FAX 088-826-9880 shikoku.kochi@counselor.or.jp	〒770-0942 徳島市昭和町 3丁目 35-1 徳島県労働福祉会館 6階 日本産業カウンセラー協会四国支部 徳島事務所 TEL & FAX 088-655-5800 shikoku.tokushima@counselor.or.jp